

## 弁護士の夫が妻に支払った報酬の必要経費性 (服部事件と宮岡事件の比較)

### 服部事件

第1審：東京地裁平成15年6月27日判決 (TAINS：Z888-0738)  
控訴審：東京高裁平成15年10月15日判決 (TAINS：Z888-0784)  
上告審：最高裁三小平成16年11月2日判決 (TAINS：Z888-0889)

### 宮岡事件

第1審：東京地裁平成15年7月16日判決 (TAINS：Z888-0748)  
控訴審：東京高裁平成16年6月9日判決 (TAINS：Z888-0847)  
上告審：最高裁三小平成17年7月5日判決 (TAINS：Z888-1000)

## 調査官の眼

弁護士の夫から生計を一にする妻（士業としての専門家）に対して支払われた報酬の必要経費算入をめぐる事件で、国税庁はいわゆる『服部事件』と『宮岡事件』を注目すべき事件としてあげている。

いずれの事件も税務訴訟として有名な事件であるが、争点は、現行所得税法56条の現代的解釈が可能かどうかが問題となる。

調査官は、あくまで所得税法56条の解釈につき、文理解釈を越える課税要件を読み込むことはできず、およそ生計を一にする配偶者に対する支出は、夫たる納税者の必要経費として認めないという点に着目している。したがって、夫婦が独立した異業種専門家同士の場合に、異業種専門家間においてそれぞれが「従事した」ことの今日的な意義を探ることが解決の一つの手法となる。

## I 事実関係

服部事件	宮岡事件
服部氏（以下「H」という。）は、妻乙（生計を一にする妻で所属弁護士会も所属事務所も異なる弁護士）へ弁護士報酬の支払いとして、平成9年	宮岡氏（以下「M」という。）は弁護士であり、訴外F弁護士とともに法律事務所を営んでいたところ、Mの妻Tが税理士であるため、M及びF

服部事件	宮岡事件
ないし平成11年に毎年595万円ずつの支払をしていた。この金額は、乙が営む弁護士業務の総収入金額のうち約4分の1程度を占めていた。原告Hは、本件弁護士報酬の支払について、その都度源泉徴収して納税し、他方、乙も同報酬を自らの事業の総収入金額に計上して、各年分の所得税の申告を行っていた。	はTとの間に税理士顧問契約を締結した。そこで、Mは妻Tに対し、(1)平成7年分72万1,000円、(2)平成8年分113万3,500円、(3)平成9年分105万9,000円の顧問税理士報酬及び税務申告手数料を支払い、これをMの事業所得の金額の計算上、必要経費に算入して所得税の確定申告をした。
ところが、中野税務署長は、所得税法56条の「生計を一にする」を理由に、Hが弁護士である妻乙に対して支払った報酬を必要経費として算入することを認めない更正処分並びに過少申告加算税の賦課決定処分を行った。	ところが、足立税務署長は、当該税理士報酬は所得税法56条に規定する「生計を一にする配偶者」に対して支払ったものであるから必要経費として認められないことを理由として、本件各更正の決定をなした。
	これを不服としてMは本訴に及ぶが、本訴は通常の取消訴訟ではなく、出訴期間経過後に行われた誤納金の不当利得返還請求事件であることにその特徴がある。したがって、所得税法56条の解釈のみならず、行政処分に対する無効確認訴訟の点が問題となっていることに本件宮岡訴訟の明暗を分けるポイントがある。

## II 争 点

服部事件	宮岡事件
<p>『服部事件』、『宮岡事件』ともに、その争点は、夫と妻との関係においてそれぞれが独立した事業主として事業を営む場合に、一方親族が他方親族の事業に従事したことにより、他方親族の事業から対価の支払を受けたときに、他方親族に当たる原告夫の各年分の事業所得の金額の計算上、一方親族に当たる妻に対する本件弁護士報酬・税理士報酬の支払につき、所得税法56条の適用はないと解すべきか否かである。</p>	
<p>服部事件において納税者は、本件のように、夫婦であっても独立事業者間でその所得を他方親族に恣意的に分散して不当に税負担の軽減を図ることは困難であり、所得税法56条の適用要件のうち、①「居住者と生計を一にする配偶者その他の親族」には、乙のように自ら事業主として「居住者」と別に独立して事業に従事する者は含まれないと解すべきである。また、②「その居住者の営む事業所得を生ずべき事業に従事したことその他の事由」には、乙のように自ら独立した事業主である当該親族が、「居住者」の事業に従事したことを含まないと解すべきであると主張した。</p> <p>これに対し被告は、所得税法56条が適用される要件は、支払の対象者が「居住者と生計を一にする配偶者その他の親族」であること、及び支払の事由が「その居住者の営む</p>	<p>宮岡事件において納税者は、所得税法56条は、「従事したことその他の事由により対価の支払を受ける場合」と規定するが、そもそも同条の「その他の」の意義は、雇用契約により給与の支払を受ける場合（「従事した」場合）以外の一切の対価の支払を受ける場合を指すものではなく、むしろ、従事したと評価し得るか否かが契約自体からは明らかでないが実態関係からすると従事すると判断できる場合を想定したものというべきである。すると、その家族が独立した事業を営み、その事業の存在がその所得を支払う事業主の存在とは別に、事業としての独立性を有しているような場合は、所得税法56条の「従事したことその他の事由により対価の支払を受ける場合」に該当しないものというべきであると主張した。</p> <p>また、「生計を一にする」の</p>

服部事件	宮岡事件
<p>不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業に従事したことその他の事由により当該事業から対価の支払を受ける場合」であることの2つであり、同条はこの2つの要件以上にその適用を限定する要件を規定していないと主張した。また、原告は、本件弁護士報酬につき、乙が従事した際の作業内容を具体的に明らかにしないし、そもそも本件弁護士報酬は各年595万円と一定額であるところ、その報酬額と仕事量の間に相関関係はないと主張した。</p>	<p>解釈については、独立して生計を維持するに足りる程度の収入がある場合で、かつ、同居している場合の基準として、①その者の所有する資産及び収入を独自に管理し処分しているか否か、②食事を別にしているか、③食事を共にする場合には実費の精算が行われているか否か、④水道光熱費等の共通経費について実費の精算が行われているか否か、⑤専用する居室について家賃、部屋代の支払いがあるか否か、⑥その他家事上の支出に関して親族間における債権債務の発生、決済の状況が明確にされているか否かで判断されるべきである。本件は、これらを総合勘案すると、「生計を一にする」ものではないと主張した。</p> <p>これに対し被告は、所得税法56条の定める「事業に従事したことその他の事由により当該事業から対価の支払を受ける場合」につき何らかの限定が付されることも予定されていないのであるから、居住者が生計を一にする親族に対し支払った対価に相当する金額は、一律に必要経費に算入されないとして解すべきであると主張した。</p>

### III 判決の要旨

服部事件	宮岡事件
<p>(1) 第1審判決（納税者敗訴） 争点の所得税法56条の要件については、「その者の営む事業の形態がいかなるものか、事業から対価の支払を受けるその者の親族がその事業に従属的に従事しているか否か、対価の支払はどのような事由によりされたのか、対価の額が妥当なものであるのか否かなどといった個別の事情によって、同条の適用が左右されることをうかがわせる定めは、同条及び同法の他の条項に全く存在しない。したがって、前記の2つの要件が備わっている限り、このような個別の事情のいかんにかかわらず、同条が適用されると解すべきである。」と判示し、個別事情は捨象されるものとした。</p> <p>(2) 控訴審判決（納税者敗訴） 所得税法56条の「従事する」という用語の意味並びに「その他の事由」の解釈について控訴審は、「所得税法56条の適用要件のうち上記②の要件（筆者注：従事する）は、事業の一員として参加するとか、あるいは事業者には雇用され従業員として労務を提供する等従たる立場で当該事業に関係し、ないしそのような従する場合に限定されると解すべき</p>	<p>(1) 第1審判決（納税者勝訴） 争点の所得税法56条の適用については、「法56条の『従事したことその他の事由により（中略）対価の支払を受ける場合』とは、親族が、事業自体に何らかの形で従たる立場で参加するか、又は事業者には雇用され、従業員としてあくまでも従属的な立場で労務又は役務の提供を行う場合や、これらに準ずるような場合を指し、親族が、独立の事業者として、その事業の一環として納税者たる事業者との取引に基づき役務を提供して対価の支払を受ける場合については、同条の上記要件に該当しないものというべきである。」とし、所得税法56条に画期的な解釈を示した。この解釈に基づき、本件処分は無効性については、「本件各決定及び本件各個人事業税賦課決定には、いずれも現行法の根幹をなす個人単位課税の原則を採用する法の解釈適用を誤ったという点で重大な瑕疵が認められる」と判断した。その結果、納税者は上記各処分の取消しを求めることなく、各処分の無効を主張して直ちに誤納金の返還を求めることができると判断したのである。</p>

服部事件	宮岡事件
<p>根拠は、規定の文言上何ら見当たらないのみならず、上記認定のような、控訴人の事業からの乙弁護士への本件弁護士報酬の支払について同条の前記②の要件が適用されないと解すべき合理的な事情も存しないから、控訴人の主張は、採用することができない。」と判示した。</p> <p>(3) 最高裁判決（納税者敗訴） 最高裁は、所得税法56条の要件につき、「居住者と生計を一にする配偶者その他の親族が居住者と別に事業を営む場合であっても、そのことを理由に同条の適用を否定することはできず、同条の要件を満たす限りその適用があるというべきである。」と判示し、本件各処分は、所得税法56条の適用を誤ったものではなく、憲法14条1項に違反するものではないとした。</p>	<p>(2) 控訴審判決（納税者逆転敗訴） 東京高裁は、本件宮岡事件が行行政処分の無効確認を求める訴訟であることから、一転して第1審判決を否定し、「本件各処分等には重大かつ明白な違法があるとは到底いうことができない。」と判示し、逆転納税者敗訴となった。</p> <p>(3) 最高裁判決（納税者敗訴） 最高裁は服部事件の最高裁判決を引用し、「居住者と生計を一にする配偶者その他の親族が居住者とは別に事業を営む場合であっても、そのことを理由に所得税法56条の適用を否定することはできず、同条の要件を満たす限りその適用があるというべきであるから（前掲平成16年11月2日第三小法廷判決参照）、上告人に対する各更正、各過少申告加算税賦課決定及び各事業税賦課決定は、同条の適用を誤ったものではない。このように解しても憲法14条1項に違反するものでないことは、前掲昭和60年3月27日大法廷判決の趣旨に徴して明らかである（前掲平成16年11月2日第三小法廷判決参照）。」と判示し、原審の判断は正当として是認することができ、納税者の敗訴とした。</p>

## IV 評 釈

### 1 所得税法56条前段部分の解釈

#### (1) 2つの要件

服部事件、宮岡事件ともに、その争点は所得税法56条の現代的解釈にある。宮岡事件は、その第一審が有名な藤山判決で、藤山雅行裁判長は、その解釈につき現代的視点を取り入れた。筆者は、その解釈に賛成する。しかし、服部事件、宮岡事件とも、最終的には藤山判決の現代的解釈を許さず、生計を一にする者同士における報酬の支払いにつき、個別事情は捨象すべきであるとする結論に至る。

たとえば、宮岡事件控訴審判決は、所得税法56条の解釈について、およそ生計を一にする親族に対する支払いは、「事業の形態がいかなるものか、事業から対価の支払いを受ける親族がその事業に従属的に従事しているか否か、対価の支払いはどのような事由によりされたか、対価の額が妥当なものであるか否かなどといった個別の事情によって、同条の適用が左右されるとは解されない。」と判示し、服部事件第一審判決の判断と同じ姿勢に戻った。これを受けた宮岡事件最高裁も一回の公判も開かれることなく、原審を支持したのである。しかし、個別の事情は考慮されないと解釈することは、はたして本条の誤読であろうか。

所得税法56条は、事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例を、次のとおり規定している（前段部分と後段部分に分けて記載する。）。

（前段部分）「居住者と生計を一にする配偶者その他の親族がその居住者の営む不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業に従事したことその他の事由により当該事業から対価の支払を受ける場合には、その対価に相当する金額は、その居住者の当該事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入しない」

（後段部分）「かつ、その親族のその対価に係る各種所得の計算上必要経費に算入されるべき金額は、その居住者の当該事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する。この場合において、その親族が支払を受けた対価の額及びその親族のその対価に係る各種所得の金額の計算上必要経費に算入

されるべき金額は、当該各種所得の金額の計算上ないものとみなす。」

したがって、本条の前段部分の文理解釈上、第1要件として「生計を一にする」、第2要件として「従事したことその他の事由による対価の支払い」という課税要件が摘示され、所得税法56条の適用いかんはこの2要件を同時に充足するかどうかによって判定される

	第1要件	第2要件	所法56条
ケース1	○	○	適用
ケース2	○	×	不適用
ケース3	×	○	不適用
ケース4	×	×	不適用

第1要件：「生計を一にする」

第2要件：「従事したことその他の事由による対価の支払い」

#### (2) 第1要件「生計を一にする」

第1要件の「生計を一にする」については、所得税法56条適用の絶対条件であるにもかかわらず、法令においてその定義規定は存しない。わずかに所得税基本通達2-47に、次のとおり、「生計を一にする」の意義がおかれているだけである。

「(生計を一にするの意義)

2-47 法に規定する「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものではないから、次のような場合には、それぞれ次による。

(1) 勤務、修学、療養等の都合上他の親族と日常の起居を共にしていない親族がいる場合であっても、次に掲げる場合に該当するときは、これらの親族は生計を一にするものとする。

イ 当該他の親族と日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には当該他の親族のもとで起居を共にすることを常例としている場合

ロ これらの親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合

(2) 親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとする。」

しかもこの通達は、所得税法56条に単独に適用される通達ではなく、その前身がもともと旧所得税法8条の控除対象配偶者の定義に係るもので(昭26所基通50)、必ずしも本条の判断に相当であるかどうかは批判も存するところである\*1。

ところで、「生計を一にする」問題につき過去の判決例をみると、多くの事件が納税者とその兄弟\*2、納税者とその息子夫婦\*3、納税者と義父母\*4等といったように、「納税者対親族」の事件が多く、「納税者対配偶者(妻)」といった事件は、「生計を一にする」という問題の性格上、あまり多くないことが特徴的である。これは、民法752条が「夫婦は同居し、互に協力し扶助しなければならない。」と規定し、夫婦という一つのエンティティは、「生計を一にする」ことが法的に当然の前提で、夫婦間においては生活状況の別個独立性は原則として議論の対象にならないことを意味するものと考えられる。したがって、服部事件では、この第1要件について議論となっていない。しかし、宮岡事件では、納税者は、生計維持費の分担等を通じて「生計」が別であることの主張をしたが、この点については、筆者は賛成できず、税法上、宮岡夫妻は生計を一にするエンティティであるとする認定自体は妥当なものであると考える。

第一審の藤山判決はこの点について明確な判断を示しておらず、仮に夫婦間における生計を一にする問題をそれぞれの生計維持費等の別個独立性の容認に求めるならば、藤山判決は普遍的な判断基準を提示すべきであった。なお、本件2つの事件がこの第1要件に合致したとしても、本件2つの事件は、次の第2要件に該当しないことを立証できれば、所得税法56条の適用はないものと考えられる。

### (3) 第2要件「従事したことその他の事由による対価の支払い」

第2要件は、「従事したことその他の事由による対価の支払い」である。本件ではこの第2要件がポイントとなる。宮岡事件第1審判決

\*1 遠藤みち「親族が事業から対価を受ける場合の「生計を一にする」(山本守之・守之会著『検証 税法上の不確定概念』(中央経済社)所収、199～217頁)

\*2 【早川事件】第1審:千葉地裁平成8年3月8日判決、控訴審:東京高裁平成9年9月30日判決、上告審:最高裁三小平成10年6月16日判決

\*3 【尾崎事件】大阪地裁昭和49年10月15日判決、【竹原事件】京都地裁昭和49年3月22日判決

\*4 【清水事件】第1審:徳島地裁平成9年2月28日、控訴審:高松高裁平成10年2月26日判決、上告審:最高裁二小平成10年11月27日判決

は、税法の基礎にある法令用語の観点から文理解釈をし、「法56条の『従事したことその他の事由により(中略)対価の支払を受ける場合』とは、親族が、事業自体に何らかの形で従たる立場で参加するか、又は事業者には雇用され、従業員としてあくまでも従属的な立場で労務又は役務の提供を行う場合や、これらに準ずるような場合を指し、親族が、独立の事業者として、その事業の一環として納税者たる事業者との取引に基づき役務を提供して対価の支払を受ける場合については、同条の上記要件に該当しないものというべきである。」と判示した。

これは極めて明解な解釈で、服部事件においても納税者が主張している点である。特に宮岡事件では、妻が税理士として別個独立した立場で税理士業務に見合う適正な報酬を得ている限り、夫婦間の所得の分割という租税回避は問題とならず、本条の立法趣旨を合わせて考慮に入れた妥当な判断である。

そもそも本条の前身は旧所得税法11条の2(みなす事業所得)であるが、昭和24年のシャープ勧告を受け、翌昭和25年の改正において世帯単位での合算課税を廃止する一方で、いわゆるシャープ勧告がいうところの“要領のよい納税者”\*5が妻子を同族の事業に雇用して、これに賃金を払うことで不当に所得を分割する場合がありますので、旧所得税法11条の2に個人課税ベースの例外を設けたのである。その後昭和27年の改正により、旧所得税法11条の2に青色事業専従者給与の必要経費算入が5万円(当時)を限度として第2項に追加され、昭和40年の所得税法全文改正に際し、現行56条と57条に分岐した。したがって、所得税法56条はあくまで租税回避防止がその本旨である。

なお、服部事件と宮岡事件では、その様相が異なる点に注意を要する。服部事件は夫も妻も弁護士の事件で、夫から妻に支払われた弁護士報酬は、夫が弁護士として依頼者から受任した訴訟事件に係る法律事務で夫が処理すべきもののうち、(ア)訴状、準備書面等の起案の下書き、(イ)起案するに必要な判例、学説の調査、(ウ)訴訟外での和解、交渉等における関連判例、学説の調査を、妻が弁護士として夫

\*5 「要領のよい納税者は、配偶者または子供に財産およびこれから生ずる所得を譲渡することによって税負担を軽減しようとするから、相当の問題の起ることが予想される。同様に、かれらは妻子を同族の事業に雇用して、これに賃金を支払うという抜け道を講ずるであろう。……、納税者の経営する事業に雇用されている配偶者および未成年者の給与所得は、納税者の所得に合算させるようにすべきである。」(シャープ使節団日本税制報告書・第4章E節「世帯単位の取扱」)

の委任を受けて処理したことの対価である。しかも、当該対価が平成9年分以降毎年定額（595万円）の支払いである点に、夫婦間で租税回避をもくろんだ公算が強く、すなわちシャープ勧告がいうところの“要領のよい納税者”になろうとした点に問題があったものと解される。

しかし、宮岡事件は、夫が弁護士、妻が税理士とその事業内容がそもそも異なり、夫婦間の事業従属性はなく、その事業独立性は服部事件に比ぶべくもなく、租税回避の意図もまったく見受けられないのが特徴である。

個人事業が法人化し、生計を一にする夫婦間において合法的に所得の分割が行われ、さらに所得税法57条<sup>\*6</sup>により個人事業者においても記帳による事業経費と家事費区分の明確化を前提に青色事業専従者給与の必要経費算入が認められるなか、ひとり本件事例のようなケースに個別事情を考慮せず、合理的理由もなく課税の取扱いにおいて不当な差別を受けることは、畢竟、憲法14条にも悖るところである。

今回2つの事件において最高裁は、憲法14条の問題につき、大島事件<sup>\*7</sup>を引用するが、大島事件は周知のとおり、給与所得について必要経費の実額控除を認めないのは、事業所得との均衡上問題があるとした公平問題で、最高裁は昭和60年3月27日、所得の性質の違い等を理由とする取扱いの差異について、立法の裁量権を認めたものである。今回最高裁はこの大島事件を本件に当てはめ、「昭和60年3月27日大法廷判決の趣旨に徴して明らかである（前掲平成16年11月2日第三小法廷判決参照）」と判示するのみで、宮岡事件では、夫が妻に支払った税理士報酬と訴外F弁護士が妻に支払った税理士報酬の経費としての必要経費算入公平論に、ただただ立法の裁量権というだけで、終審

\*6 第57条第1項 青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている居住者と生計を一にする配偶者その他の親族（年齢15歳未満である者を除く。）で専らその居住者の営む前条に規定する事業に従事するもの（以下この条において「青色事業専従者」という。）が当該事業から次項の書類に記載されている方法に従いその記載されている金額の範囲内において給与の支払を受けた場合には、前条の規定にかかわらず、その給与の金額でその労務に従事した期間、労務の性質及びその提供の程度、その事業の種類及び規模、その事業と同種の事業でその規模が類似するものが支給する給与の状況その他の政令で定める状況に照らしその労務の対価として相当であると認められるものは、その居住者のその給与の支給に係る年分の当該事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入し、かつ、当該青色事業専従者の当該年分の給与所得に係る収入金額とする。

\*7 【大島事件】第1審：京都地裁昭和49年5月30日判決、控訴審：大阪高裁昭和54年11月7日判決、上告審：最高裁大法廷昭和60年3月27日判決

裁判所として司法権の最高機関が審議を尽くさなかったのは、責任の放棄として非難されるべきである。

## 2 所得税法56条後段部分の不合理性

本件2つの事件につき夫婦間の事業独立性を認めず支払報酬の必要経費算入を認めなければ、所得税法は自らの所得金額概念に汚点を残すことになる。すなわち、所得税法56条後段部分を宮岡事件に合わせて読みなおすと、妻に対する税理士報酬は夫の必要経費に算入されないが、妻がその税理士報酬を得るために要した金額は、夫の特例経費として必要経費に算入する旨定めている。宮岡事件の場合、その具体的金額は明らかでないところから、次のとおりこれを本件特例経費として、妻の事業所得の必要経費の額にその総収入金額に対する本件税理士報酬の額の占める割合を乗じて計算した。

〈宮岡事件のケース〉

(円)

		平成7年分	平成8年分	平成9年分
妻Tの総収入金額	①	8,489,590	9,995,070	10,963,030
内 訳	本件税理士報酬	②	721,000	1,133,000
	その他	③	7,768,590	8,862,070
妻Tの必要経費	④	3,297,030	7,109,926	6,910,543
本件特例経費	(④×②)÷①	280,009	805,952	667,856

しかし、そもそも夫の弁護士としての事業収入金額から妻の税理士業務に係る事業経費を特例経費と称して控除することに、所得金額の計算構造上、まったく意味がないことは明らかで、前段部分の取扱いに対し納税者の担税力に配慮した結果、費用収益対応関係の存しない妻の経費を、法が擬制による擬制を重ね、糊塗して必要経費算入を認めることは、無意味な妥協の産物をわが国所得税法の恥部として抱えてしまうことになったのである。

後段の取扱いによって前段の不公平並びに所得税法57条不適用に係る公平性の問題は解消されず、このような観点からも本件事件（特に宮岡事件）では、妻への適正な報酬は、夫の必要経費として算入されなければならないことは明らかである。

以上、筆者は結論として、所得税法56条については、旧態依然とし

た解釈に膠着せず、時代性を加味して、今日的な新たなる夫婦関係を前提に解釈がなされるべきであると考え。特に宮岡訴訟の場合、異業種専門家同士の独立性を法解釈に反映させることは必至の解釈であり、その意味で第1審藤山判決は言々肺腑を衝く。課税庁の所得税法56条の解釈には趣旨解釈違反、時代錯誤的な法規解釈における「重大な瑕疵」があったものとする。

(渡辺 充)

## ストック・オプションの権利行使 区分～アプライド社事件（八幡事

第1審：東京地裁平成15年8月26日判決（TAINS：Z888-08）  
控訴審：東京高裁平成16年2月19日判決（TAINS：Z888-08）  
上告審：最高裁三小平成17年1月25日判決（TAINS：Z888-0932）

### 調査官の眼

納税者は、内国法人である日本A社に勤務していた際に、同社の米国親会社から付与されたストック・オプション（以下「SO」という。）を、平成8年から同10年までにおいて行使し、その権利行使価格と権利行使時における付与会社の株式の時価との差額に相当する経済的利益（以下「権利行使益」という。）を得た。そこで、納税者はこの権利行使益を一時所得として、それぞれ確定申告書に記載し税務署長に提出したところ、税務署長は、本件権利行使益は給与所得に該当するものとして、当該各年分の所得税の更正処分を行った。

調査官は、SO付与契約はそもそもインセンティブ報酬としての性格を有し、被付与者は、付与会社又はその子会社との間で雇用契約等を締結している役員・従業員等でなければならないといった点に着目し、その権利行使益の質的給付の性格から、給与所得として課税すべきものと判断した。

外国親会社が日本子会社の役員・従業員等に対して付与したSOの権利行使益の所得区分に係る争いは、地裁段階では一時所得とするものと給与所得とするものとの判断が分かれており（本件アプライド事件においても第1審は納税者勝訴である。）、高裁段階では給与所得とする判断が続いていた。本件アプライド社事件は、この争点に関する初めての最高裁判決であり、先例的価値を有する判決となった。